

北国分駅周辺における自転車等放置禁止区域の指定について

1 自転車等放置禁止区域とは

『自転車等放置禁止区域』とは、「市川市自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例（平成4年条例第27号）」第9条第1項の規定に基づき市長が指定するものです。

『自転車等放置禁止区域』に指定されると、その区域内の公道上に自転車や原付バイク等が放置（利用者が自転車等を離れて直ちに移動することができない状態）された場合には、撤去の対象となります。

2 現況

北総鉄道北国分駅については、同駅までの交通手段であるバス路線が開設されているものの、自転車等を利用する者も多く、駅周辺の歩道上等に多数の自転車等が放置されている状況にあります。

※ 北国分駅周辺の放置の状況

| 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|
| 357台 | 295台 | 232台 | 398台 | 431台 |

3 指定の理由

北国分駅周辺においては、放置自転車の台数が悪化する傾向にあるため、歩行者等の通行の安全や防災活動に支障を生ずるおそれがあるほか、都市景観の悪化も懸念されます。また、本市は、平成29年4月から同駅周辺に北国分駐輪場（自転車（一般）：月額1,400円（税込）、原付バイク（一般）：月額2,800円（税込））を開設することから、同駅周辺を自転車等放置禁止区域に指定することにより、同駅周辺の良好な環境を確保することとします。

4 指定年月日

北国分駅周辺自転車等放置禁止区域の指定日は、平成 29 年 4 月 1 日とします。なお、指定に係る告示は、同年 1 月 1 日に行う予定です。

5 指定区域

別添「(仮称)北国分駅周辺自転車等放置禁止区域図(案)」を参照

6 指定の効果

自転車等放置禁止区域に指定されると、区域内の公道上に放置された自転車等については、市の保管所へ移送され、その場から撤去されることとなります。これにより、放置自転車等の減少が見込まれることから、北国分駅周辺における良好な生活環境の確保が図られることとなります。

なお、撤去された自転車等を引き取る場合は、原則として、撤去保管料(自転車：3,000 円、原付バイク等：6,000 円)の支払いが必要となります。

7 自転車等放置禁止区域の指定状況

本市では、現在、市川駅(市川真間を含む)、本八幡駅、市川大野駅、妙典駅、行徳駅、南行徳駅、市川塩浜駅の各駅周辺およそ 200m の範囲を自転車等放置禁止区域に指定しています。

8 担当課及び連絡先

道路交通部 交通計画課 駐輪・駐車施設担当

〒272-0033 市川市市川南 2-9-12

電話：047-712-6342、FAX：047-712-6343